

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社田中工業(法人番号4030001069425)
 業者の住所 : 埼玉県比企郡鳩山町赤沼447
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年1月7日 から 令和4年4月6日 (3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 有資格業者である上記法人の一般役員は、令和2年5月20日、埼玉県鳩山町発注の2件の土木工事の入札に関し、元鳩山町職員から事前に工事価格の情報を入手し、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月11日、公契約関係競売等妨害容疑で埼玉県警及び西入間警察署に逮捕され、同年6月2日、同容疑でさいたま地検に起訴された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア(競売入札妨害又は談合)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
 付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
ア 対象区域内の他の公共機関の職員	2月以上12月以内
イ 対象区域外の他の公共機関の職員	1月以上12月以内